

平成21年1月9日

第4期 第1号被保険者の保険料について

1 国の動向

平成20年12月26日社会保障審議会介護給付費分科会において「平成21年度介護報酬改定に係る諮問・答申」が行われました。

内容は、介護従事者の人材確保・処遇改善、医療との連携や認知症ケアの充実、効果的なサービス提供や新たなサービスの検証を視点として改定が行われ、改定率は3%となっています。

その他、地域区分ごとの報酬単価の見直しも行われました。

(別紙「介護人材の確保・介護従事者の処遇改善」を参照)

その際に、介護報酬の改定に伴う保険料の上昇を抑制するため、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金(仮称)」を設け、改定に伴う上昇分の概ね2分の1を国が負担することになっています。

2 今後の対応

高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画素案の段階では、保険料基準額を4,500円程度としていましたが、今回の介護報酬の改定を見込み再計算します。また、素案発表後のパブリックコメントなどの意見を踏まえ、第1号被保険者の負担が増えないように、直近の要介護認定者数や介護給付費の動向など現時点で判断できる要素を見込み、給付費を適切に再計算します。

国が行う保険料の上昇を抑制するための「介護従事者処遇改善臨時特例交付金(仮称)」の繰り入れについては、「段階的な繰り入れ」と「3年間均等の繰り入れ」の二つの考えがありますので、適切な方法を選び保険料の抑制を図っていきます。

介護人材の確保・介護従事者の処遇改善

平成21年度介護報酬改定 (+3.0%改定)

処遇改善の取組への
総合支援策

1. 介護従事者の人材確保・処遇改善

負担の大きな
業務への評価

専門性への評価・
介護従事者の定着促進

人件費の地域
差への対応

訪問系
サービス

サービス提供責任者の
業務への評価

認知症患者や独居高齢者
へのケアマネ業務の評価

・研修実施等の評価
・有資格者割合の評価

通所系
サービス

個別ニーズに応じた
対応への評価

・有資格者割合の評価
・一定以上の勤続年数者
割合の評価

施設系
サービス

夜勤業務への評価

看護体制の評価

重度化・認知症対応の
ための評価

看取り業務への評価

・有資格者割合の評価
・一定以上の勤続年数者
割合の評価
・常勤者割合の評価

地域毎の
人件費を踏まえた見直し等

2. 医療との連携や認知症ケアの充実

- (1) 医療と介護の機能分化・連携の推進
- (2) 認知症高齢者等の増加を踏まえた認知症ケアの推進

3. 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証

- (1) サービスの質を確保した上での効率的かつ適正なサービスの提供
- (2) 平成18年度に新たに導入されたサービスの検証及び評価の見直し

雇用管理改善に取り組む
事業主への助成(※)

効率的な経営を行うための
経営モデルの作成・提示

介護報酬改定の影響の
事後的検証(※)

介護従事者の処遇改善に
向けた取組に関する情報
公表の推進

潜在的有資格者養成支援
等の介護人材確保策(※)

社会的評価を高めるための
広報・普及(※)

(※) 予算要求項目